

入試年度	2025年度入試	研究科	商学研究科
課程	修士課程	コース	経済学コース
入試期	1期	入試方式	全入試区分
研究分野(演習科目名)	関係法(租税法)		
<b>出題意図及び解答又は解答例</b> <b>※試験問題自体を公開しない場合はその理由</b>			
出題問題	租税法法律主義と借用概念について説明しなさい。		
出題意図	修士課程の授業を十分に理解し、なおかつ優れた修士論文を執筆するために必要とされる、租税法の基本的な概念、理論、フレームワークなどを身につけているかを確認します。また論文執筆に必要な文章力についても確認します。		
解答又は解答例	<p>本問題は論述式の筆記試験問題であり、解答は一義的でないため、以下に、採点時の基準や観点等を示している。採点にあたっては、以下の点を総合的に評価する。</p> <p><b>租税法法律主義</b>          憲法第30条は、国民の一般的な納税の義務について「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定している。続いて同84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めている。近代の民主国家においては、かつての封建時代のように国民の知らないうちに課税されたり、特定の者だけに税金をかけられるということはありません。租税は、必ず国民の代表である国会の議決、すなわち、法律によって定められる。これが租税法法律主義と呼ばれるものである。租税に関する法律は、一般に税法と総称されているが、それには、誰に(納税義務者)、どのようなことについて(課税対象)、どのような場合(租税帰属関係)、どれだけ(税率)税金がかかり、いつどこへ納付すべきか(納付手続)等の事項が、具体的に規定される。それによって、行政機関が自由裁量により課税を行うことを排除しているのである。したがって、税務行政は、必ず法律に基づいたものであり、法律に定められたところにより執行するものでなければならない。</p> <p><b>借用概念</b>          借用概念論とは、租税法規において用いられている概念が民商法等で用いられている概念から借用されたものである場合、統一説の立場から、借用先の民商法等と同一義に解釈すべきであるとする見解である。租税法規が用いている概念について借用概念と固有概念の2種類を区別すべきであるとする見解は、金子宏教授が提唱されたものである。金子教授によると、借用概念とは、「他の法分野(主として民商法)で用いられている概念」であり、例えば、所得税法 181条「配当」、相続税法1条の3「相続」がこれに当たり、固有概念とは、「他の法分野では用いられておらず、租税法が独自に用いている概念」であり、例えば、「所得」がこれに当たるとされる。このような借用概念は、租税法においては、借用先の民商法等と同じ意義に解釈すべきか、それとも税法独自の観点で解釈すべきかという点で問題となる。そして、金子教授は、借用概念の場合には、原則として、借用先の民商法等と同じ意義に解釈すべきであるとする。これを「統一説」という。</p>		